上越市告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに上越市長に意見書を提出することができる。

令和8年9月29日

上越市長　　小 菅　淳 一

1 都市計画の種類

上越都市計画地区計画（下荒浜地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

地区施設を廃止する区域：上越市大字下荒浜、大字黒井の一部

3 都市計画の案の縦覧期間及び場所

令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

都市整備部都市整備課計画係　（〒943-8601）上越市木田1丁目1番3号

（平日以外は、上越市役所木田庁舎の時間外受付）

4 意見書の提出方法

縦覧場所へ直接または郵送で、氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、（利害関係人は、権利を有する土地の所在地、権利の種類）、意見及びその理由を記載した書面を提出すること。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民及び利害関係人

6 意見書の受付期間

令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（郵送の場合、令和8年10月13日（火）午後5時15分までに必着）